

令和 3 年 2 月 9 日

協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。平成 20 年に政府管掌健康保険を引き継いで設立されました。全国で約 4,030 万人、うち長野支部では約 66 万人が加入しています。

【お問い合わせ先】

〒380-8583
長野市南長野西後町 1597-1
長野朝日八十二ビル 8 階
全国健康保険協会長野支部
企画総務グループ 東(ひがし)
TEL:026-238-1251 FAX:026-238-1257

**令和 3 年度協会けんぽ長野支部 健康保険料率は 9.71%(前年度より 0.01%増)
～一人当たり医療費の増加とインセンティブ制度の報奨金なしが影響～**

令和 3 年度全国健康保険協会都道府県単位保険料率が決定しました。令和 3 年 3 月分(4 月納付分)から、長野支部は **9.71%**となり、令和 2 年度に比べ、0.01%引き上げになります。令和元年度は全国で 2 番目に低い保険料率でしたが、令和 3 年度は 5 番目となります。

また、40 歳以上 65 歳未満の方が負担する介護保険料率も令和 3 年 3 月分(4 月納付分)から **1.80%**に変更され、前年度より 0.01%引き上げとなります。

【令和 3 年 3 月分(4 月納付分)からの保険料率】

- ◇ 40 歳未満または 65 歳以上の方 **9.71%** (前年度 9.70%から 0.01%増)
- ◇ 40 歳以上 65 歳未満の方 **11.51%** (前年度 11.49%から 0.02%増)

【直近 3 年間の保険料率と保険料率が低い支部の変遷】

		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
保険料率が低い支部	1	新潟支部	9.63%	新潟支部	9.58%	新潟支部	9.50%
	2	長野支部	9.69%	富山支部	9.59%	富山支部	9.59%
	3	富山支部	9.71%	長野支部	9.70%	福島支部	9.64%
	4	福島支部	9.74%	福島支部	9.71%	群馬支部	9.66%
	5	静岡支部	9.75%	静岡支部	9.73%	長野支部	9.71%

【保険料率が上昇した理由】

●一人当たり医療費が増加

保険料率は医療給付費※(支出の基礎)と総報酬(収入の基礎)から算出しており、令和 3 年度の保険料率は令和元年度の実績データを基に算出することとなります。

それによると、長野支部では加入者数が前年度(平成 30 年度)より減少したことで、医療給付費、総報酬ともに減少しましたが、一人当たり医療給付費は増加しました。さらに、医療給付費の減少率より総報酬の減少率が大きかったため、保険料率の上昇につながりました。

※医療費の総額から患者負担分を除いた、協会けんぽが療養の給付として支払う額(療養費、移送費を含む)。

よって、一人当たり医療給付費が増加している場合、一人当たり医療費も増加していることになります。

●インセンティブ制度で下位に低迷

協会けんぽのインセンティブ制度は 5 つの評価項目の取り組みを評価し、評価の高い上位 23 支部に対し、順位に応じた報奨金を付与し、翌々年度の保険料率に反映させるものです。

令和 3 年度の保険料率に影響する令和元年度実績において、長野支部は 33 位となり、報奨金が得られなかったため、制度の財源分として盛り込んだ 0.007%分の保険料率がそのまま上乗せとなりました。

添付資料：(1) 平成 30 年度と令和元年度の基礎数値

(2) 協会けんぽのインセンティブ制度の概要と令和元年度長野支部の実績